

# 特定猟具(銃)使用禁止区域の指定概要

地図番号	34	区域の名称	海南市
区域面積	1350.9ha		
指定期限	令和4年10月31日まで		
指定区域	<p>海南市黒江1262—1番地の市道岡田4号線を起点として、市道岡田5号線に至り、それを東進して市道岡田20号線の交点に至り、同市道を北進して亀の川管理用通路に至り、同通路を東進して県道秋月海南線との交点に至る。同県道を南進し、市道且来10号線との交点に至り、同市道を西進し、県道岩出海南線に至り、同県道を西進して西日本旅客鉄道紀勢本線の踏切に至る。同踏切を渡り、さらに同県道を南進して市道黒江52号線に至り、同市道を南進して市道日方1号線に至り、同市道を南進して市道日方13号線に至り、同市道を南進して市道日方28号線に至り、同市道を東進し県道海南金谷線の起点に至る。同所から同県道を東進し、海南市大野中宇赤坂1108番地に至り、同所を起点として阪和自動車道を北進し、大野中宇五鬼鼻1134番地の42に達し、同所から北東に進み内池と大明神池との間の堤塘を東進し更に内池の東側と滴水面の水際から30mの池縁を南に進み市道赤坂台8号線に至る。同道路を南東に進み赤坂台団地に至り、同団地の外周を進み市道赤坂台1号線に至り、同市道を南進し市道小野田27号線に至る。同市道を東進し、市道重根10号線に至り、同市道を東進し国道370号線に至る。同国道を東進し、市道阪井1号線に至り、同市道を北進し、県道沖野々森小手穂線に至り、同県道を東進し、市道阪井19号線に至り、同市道を北進し、杉尾神社前の市道阪井38号線を東進し、市道阪井26号線に至る。同市道を東進し市道沖野々4号線に至り、同市道を東進し市道沖野々32号線に至り、同市道を終点まで進み、市道沖野々1号線に至る。同所から同市道を南進し、市道沖野々2号線に至り、同市道を東進し国道424号線に至る。同所より同国道を南進して国道370号線に至る。同所より同国道を東進して、市道野上中12号線に至り、同市道を東南に進み市道棕木1号線に至り、同市道を南進し市道木津16号線に至り、同市道を南進して県道奥佐々阪井線に至る。同所より同市道を西進し、国道424号線に至る。同所より同国道を南進し、市道次ヶ谷1号線に至り、同市道を北進して市道阪井29号線に至り、同市道及びそれに続く市道阪井20号線を西進し、国道370号線に至る。同所より同国道を西進し、市道阪井13号線に至り、同市道を西進し市道重根31号線に至り、同市道を西進し市道重根30号線に至り、同市道を西進し県道海南金谷線に至る。同所より、同県道を北進し市道重根27号線に至り、同市道を北進して市道重根2号線に至り、同市道を西進し、市道重根22号線に至り、同市道を南進して市道重根21号線に至り、同市道を南進して大谷団地に至る。同団地の外周を回り市道重根21号線に至り、同市道を北進し市道重根2号線に至り、同市道を西進し市道重根5号線に至り、同市道をさらに西進し、市道幡川15号線に至る。同所より、同市道を西進し市道幡川11号線に至り、同市道を西進し国道370号線に至り、さらに西進し、市道幡川5号線に至り、同市道を西進し市道幡川4号線に至り、同市道を南及び東に進み、市道幡川8号線に至る。同所より同市道を西進し、阪和自動車道に至り、同自動車道を西進し、西日本旅客鉄道紀勢本線を横切り国道42号線との交点に至る。同交点より、同国道を西進し、高圧電線の下に至る。その高圧電線に沿って北進し、海南火力発電所の南西端に至り、同発電所の海岸線に沿って温山荘に至り、さらに海岸線を進み、和歌山市との境界に至る。同所より同境界線を北進し、船尾山頂に至り、同所よりさらに境界線を北及び東に進み、市道黒江17号線との交点に至る。同交点より同市道を南進し市道黒江14号線に至り、同市道を東及び南に進み、市道黒江5号線に至り、同市道を東進し、県道三田海南線との交点に至る。同交点より同県道を北進し、海南市黒江1262—1番地の最起点に至る線に囲まれた区域</p>		

## 参考図面

